

空家等管理活用支援法人について

R7.11.7 政策企画課

1. 経過と方向性

・空家等管理活用支援法人とは、所有者が空家の活用や管理、除却に係る情報を入手したり相談できる環境が少ない状況や、多くの市区町村でマンパワーや専門的知識が不足しており所有者への働きかけ等が十分にできない状況を受け、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たすことを狙いとして、令和5年12月施行の改正空家法により新たに創設された法人指定制度。

・当市においては、令和7年3月改訂版の京丹後市空家等対策計画「第5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項」の「1 空家等管理活用支援法人の指定」において、「令和5年12月の改正空家法施行を受け、支援法人の指定に係る検討を進め、支援法人とともに各種取組を推進する」旨を明文化。

・以降、対象業務や予算計上の必要性等について庁内での検討と関係機関との調整を進めており、国が示す手引きに基づき手続きを進め、今年度内に法人指定を行う方向で調整中。

2. 対象業務について

法第24条	法で定める業務内容
第1号	所有者等に対する空家等の管理・活用のための情報提供、相談、援助
第2号	委託に基づく空家等の管理、改修
第3号	委託に基づく所有者等の探索
第4号	空家等の管理・活用に関する調査研究
第5号	空家等の管理・活用に関する普及啓発
第6号	その他、空家等の管理・活用のための事業

※対象業務は、市町村のニーズに応じて一部業務を実施する場合も支援法人として指定の対象とすることができる。

3. 法人指定に係るスケジュール

・令和7年12月中に事務取扱要綱を制定

→事務取扱要綱において、法人の基本的な要件や業務体制等、支援法人を指定する際の審査基準（市町村が独自に定めるもの）を定める。

・令和7年1月から募集開始

- ・申請受付後審査を行い、令和7年3月中に指定
- ・令和7年4月から支援法人としての活動開始
- ・以後、募集は継続し、随時申請受付

4. 他自治体の状況

- ・京都府より提供を受けた令和7年8月末現在の検索情報によると、43都道府県85市町村において145法人が指定されている。
- ・京都府下では、京都市が5法人を、伊根町が2法人を指定している。